

東アジア文化都市
2026松本市
CULTURE CITY OF EAST ASIA
2026 MATSUMOTO

実行委員会 設立総会・第1回総会



令和 7 年 3 月 21 日 (金)

会場 まつもと市民芸術館
オープンスタジオ

東アジア文化都市 2026 松本市
実行委員会設立総会・第1回総会 次第

日時：令和7年3月21日(金)15:00～

場所：まつもと市民芸術館 オープンスタジオ

1 開 会

2 設立総会

[説明事項]

1 東アジア文化都市の概要 . . . P1

[審議事項]

第1号議案 東アジア文化都市 2026 松本市実行委員会会則（案） . . . P3

第2号議案 東アジア文化都市松本市実行委員会委員・役員（案） . . . P7

3 第1回総会

第1号議案 東アジア文化都市 2026 松本市
開催基本方針（案） . . . P8

第2号議案 東アジア文化都市 2026 松本市実行委員会
令和7年度事業計画（案） . . . P10

第3号議案 東アジア文化都市 2026 松本市実行委員会
令和7年度収支予算（案） . . . P11

4 その他

5 閉 会

設立総会

東アジア文化都市の概要

1 趣旨

平成 24 年（2012 年）、第 4 回日中韓文化大臣会合において、欧州文化首都などの取組を参考に、3 か国文化大臣の合意のもと開始された国際プログラム

文化芸術活動の促進、文化芸術の国際発信、文化芸術と産業・観光等との連携の促進といった、文化を通じた持続的発展を図る都市を、日中韓文化大臣会合において毎年選定

選定都市においては、伝統文化、現代芸術文化、生活文化等の多様な文化イベントを集中的に実施するとともに、東アジア域内の相互理解・連帯感の促進を図るため、中国・韓国の選定都市との文化交流を実施

これにより、都市の文化的基盤、知名度、影響力の向上や国際化、文化芸術と経済・観光の振興を図りつつ、文化的多様性の尊重や相互理解・連帯感の形成等を図っていく

2 これまでの開催都市

開催年	日本	中国	韓国
2014 年	横浜市	泉州市	光州広域市
2015 年	新潟市	青島市	清州市
2016 年	奈良市	寧波市	済州特別自治道
2017 年	京都市	長沙市	大邱広域市
2018 年	金沢市	ハルビン市	釜山広域市
2019 年	豊島区	西安市	仁川広域市
2020 年	北九州市	揚州市・紹興市・敦煌市	順천시
2021 年	北九州市	揚州市・紹興市・敦煌市	順천시
2022 年	大分県	温州市・済南市	慶州市
2023 年	静岡県	成都市・梅州市	全州市
2024 年	石川県※中止	大連市・濰坊市	金海市
2025 年	鎌倉市	マカオ・湖州市	安城市

3 松本市の選定について

(1) 経過

年月日	内 容
6. 6. 28	文化庁が、2026年の東アジア文化都市の募集を開始
7. 26	松本市が文化庁へ提案企画書を提出し、事業に応募
8. 19	文化庁長官から2026年国内開催都市決定通知を受理
8. 26	文化庁が2025・2026開催都市を発表

(2) 主な選定理由

「三ガク都（岳都・楽都・学都）・松本」として、OMFやクラフトフェアをはじめとするこれまでの取り組みを、総合的に発展させる意識がある。

また、松本市のアートシーンを牽引しているディレクターやまつもと市民芸術館の芸術監督団など、専門家が事業に協力する体制が構築されており、国際的な姉妹都市交流の実績も多分に有している。

多様な市民の参加を促し、事業開催後においても国際文化交流事業を継続的に発展させていける国際文化都市としてのポテンシャルを評価

4 スケジュール（予定）

年度	月	予 定
令和6年度	3月	松本市実行委員会設立総会・第1回総会



令和7年度	4月	事務局稼働（松本市文化振興課内）
	秋頃	日中韓文化大臣会合（@中国）
	12月	2025 鎌倉市閉幕（次年開催都市として引継ぎ）
	1月～	プレイバント開催（開幕までの間）



令和8年度	5月	2026 松本市開幕
	8月～	コア開催期間
	12月	2026 松本市閉幕

東アジア文化都市 2026 松本市

実行委員会会則 ~~(案)~~

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東アジア文化都市2026松本市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会の事務所は、松本市に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、「東アジア文化都市2026松本市（以下「本事業」という。）の開催を通じ、日中韓文化大臣会合での合意に基づく、日中韓3か国の東アジア域内の相互理解・連帯感の形成を促進するとともに、東アジアにおける多様な文化の国際発信力の強化を図る。また、松本市の文化的特徴を活かして、文化芸術・クリエイティブ産業・観光の振興を推進することにより、継続的な発展に寄与するための事業を実施することを目的とする。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本事業の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 本事業に係る準備・運営及び事後処理に関すること。
- (3) 本事業の趣旨に沿って他団体が行う事業への協力及び支援
- (4) その他目的の達成のために必要な事項及び事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第5条 実行委員会は、本事業の目的を達成するために、次に掲げる分野の機関・団体等から選出された委員をもって構成する。

- (1) 文化・観光
- (2) 経済
- (3) 教育
- (4) 国際交流
- (5) 行政
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要であると認める分野

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、松本市長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
 - 4 監事は委員以外の者から会長が委嘱する。

(役員職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名した順によりその職務を代行する。
 - 3 監事は、実行委員会の会計及び業務について監査する。

(オブザーバー)

- 第8条 会務に関する意見を聴取するため、委員会にオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、会長が指名する。
 - 3 オブザーバーは、会議に出席し、意見や助言を述べることができる。

(任期)

- 第9条 委員及び役員の任期は、就任の日から委員会が解散する日までとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員がその属する機関又は団体において、当該委員の就任時に就いていた役職を離れたときは、当該委員の任期は、当該役職にあった日までとする。
 - 3 前項の規定により委員が欠けたときは、前任者の属していた機関又は団体において、前任者と同一の職に就いた者が委員に就任するものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 実行委員会の会議は総会とする。
- 2 前項で規定するもののほか、会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

- 第11条 総会は、会長、副会長、委員及び監事をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

(会議及び議事の定足数)

第12条

総会は、在任の委員の過半数の出席がなければ、これを開会することはできない。ただし、あらかじめ書面により表決を別の委員に、又は代理人に委任し

た者は出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前項にかかわらず、緊急に決議を要する事項があるとき、又は特別な事情があるときは、付議される事項について、持ち回り又は書面により委員の可否を求め、決議に代えることができる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(総会の審議事項)

第13条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 本事業の開催に係る基本方針等に関する事
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 会則の改廃に関する事
- (5) その他会長が必要と認める事項

(専決処分)

第14条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告しなければならない。

第4章 企画推進組織

(組織)

第15条 実行委員会に、本事業で行う具体的な計画の円滑な推進のために必要な部会を置くことができる。

- 2 部会には、ディレクターを置き、会長が委嘱する。
- 3 部会は、ディレクターが選出した者をもって構成する。
- 4 部会に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会に、その事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 事業に伴う収入
- (2) 負担金及び委託料収入

(3) その他の収入

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第18条 事業計画及び収支予算は、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第19条 事業報告及び収支決算は、監事の監査を経て、総会に報告し承認を受けなければならない。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第21条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、松本市に帰属する。

第8章 補則

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和7年 月 日から施行する。

第2号議案

東アジア文化都市2026松本市実行委員会委員・役員（案）

1 実行委員会

R7.3.17現在

分野	職名	氏名	団体名等	備考
行政	会長	臥雲 義尚	松本市長	
行政	副会長	宮之本 伸	松本市副市長	
文化	副会長	青山 織人	(一財)松本市芸術文化振興財団 理事長	
経済	副会長	赤羽 眞太郎	松本商工会議所 会頭	
教育	副会長	伊佐治 裕子	松本市教育委員会 教育長	
国際交流	委員	相澤 孝夫	松本日中友好協会 会長	
国際交流	委員	萩原 清	長野県日韓親善協会 会長	
観光	委員	齊藤 茂行	(一社)松本観光コンベンション協会 会長	
経済	委員	山田 善敬	松本商店街連盟 会長	
経済	委員	金井 佑輔	(一社)松本青年会議所 理事長	
報道	委員	井口 弥寿彦	信濃毎日新聞社常務取締役 松本本社代表	
学識	委員	濱崎 友絵	国立大学法人信州大学人文学部 准教授	
行政	委員	中村 徹	長野県企画振興部 部長	県国際交流課・松本空港課
行政	委員	直江 崇	長野県県民文化部 部長	県文化振興課
行政	委員	宮島 克夫	長野県松本地域振興局 局長	
文化	委員	羽田野 昌司	セイジ・オザワ松本フェスティバル実行委員会 事務局長	
文化	委員	村上 健一	(一財)長野県文化振興事業団 キッセイ文化ホール 副館長	
文化	委員	佐々木 清文	(公社)才能教育研究会 事務局長	
民間	委員	伊藤 博敏	NPO法人松本クラフト推進協会 代表理事	
民間	委員	齊藤 忠政	マツモト建築芸術祭実行委員長	
民間	委員	村田 真彌子	EVERGREEN/とつきとおか 代表	
民間	委員	古川 陽介	りんご音楽祭実行委員会 代表	
	監事	山中 崇	山中崇公認会計士事務所	
	監事	前澤 典子	松本市会計管理者	

2 企画推進チーム

区分	氏名	団体名等	備考
トータルコーディネーター	西片 隆	(一財)松本市芸術文化振興財団アート事業部コーディネーター	R7.4.1着任予定
演劇・舞踊・音楽ディレクター	渡辺 弘	(一財)松本市芸術文化振興財団 顧問	
演劇・舞踊・音楽アドバイザー	まつもと市民芸術館 芸術監督団		
美術部門ディレクター	小川 稔	松本市美術館 館長	
伝統文化部門ディレクター	おおうち おさむ	松本市立博物館 アソシエイトプロデューサー	
まちなかアートディレクター	野村 政之	信州アーツカウンスル ゼネラルコーディネーター	

3 オブザーバー

団体名	氏名	団体名等	備考
文化庁	寺本 恒昌	文化経済・国際課 課長	

4 事務局

	職名	氏名	団体名等	備考
行政	事務局長	小口 一夫	松本市文化観光部長	
行政	事務局次長	清澤 明子	松本市文化観光部文化振興課長	
財団	事務局次長	小西 敏章	(一財)松本市芸術文化振興財団常務理事 まつもと市民芸術館館長	
財団	事務局次長	山岸 尚志	(一財)松本市芸術文化振興財団理事 松本市波田文化センター館長	
民間	事務局次長	木下 透	信濃毎日新聞松本本社事業部長	
行政	事務局次長補佐	傘木 史仁	松本市文化観光部文化振興課文化振興担当係長	
財団	//	伊藤 正美	(一財)松本市芸術文化振興財団 まつもと市民芸術館 館長補佐	
行政	事務局幹事	小林 明日美	松本市文化観光部文化振興課	

第1回総会

東アジア文化都市 2026 松本市

開催基本方針 (案)

1 メインテーマ

ARTS & PEACE

市民をはじめ、松本を訪れる全ての人々が日常的に松本の多様な文化芸術に親しめる愛着あるまち（ARTS）を創り、事業を通じて一人ひとりの心の豊かさと幸福感を深めます。

東アジア文化都市2026松本市では、次世代の友好とさらなる文化の発展につなげるため、たとえ小さな都市でも大きなムーブメントを生み出すことができる信じ、魅力ある文化とともに平和への愛(PEACE)を世界へ発信します。

2 開催目的

◎ 三ガク都（岳・楽・学）・松本の魅力発信

松本の持つ魅力（歴史文化芸術の豊かさ、自然環境の豊かさ、交通利便性等）を国内外へ広く発信

◎ 次世代へ向けた友好関係の構築

次代を担う若者をはじめ、多くの人々の交流人口を拡大することにより、相互理解と友好関係を深める機会を創出し、日本と東アジアの架け橋として互いに学び合う機会とする。

◎ 国際文化観光都市の推進

文化振興、国際交流、観光、経済産業それぞれの分野が、交じり合いながら未来に向けた持続可能な「文化観光産業」を推進し、世代や国籍を問わず「選ばれる街」としての魅力向上につなげる。

3 事業内容

- (1) ディレクターが企画提案する事業を中心に、既存の取り組みと東アジアを関連付ける様々な公的イベントや民間の芸術活動を、開催期間を通じて展開する
- (2) 他国民同士の文化参画を促進するための参加型イベントの実施や、東アジア地域の文化の多様性を理解し友好関係を深める交流事業を実施

4 全体事業費（令和7年度～令和8年度）

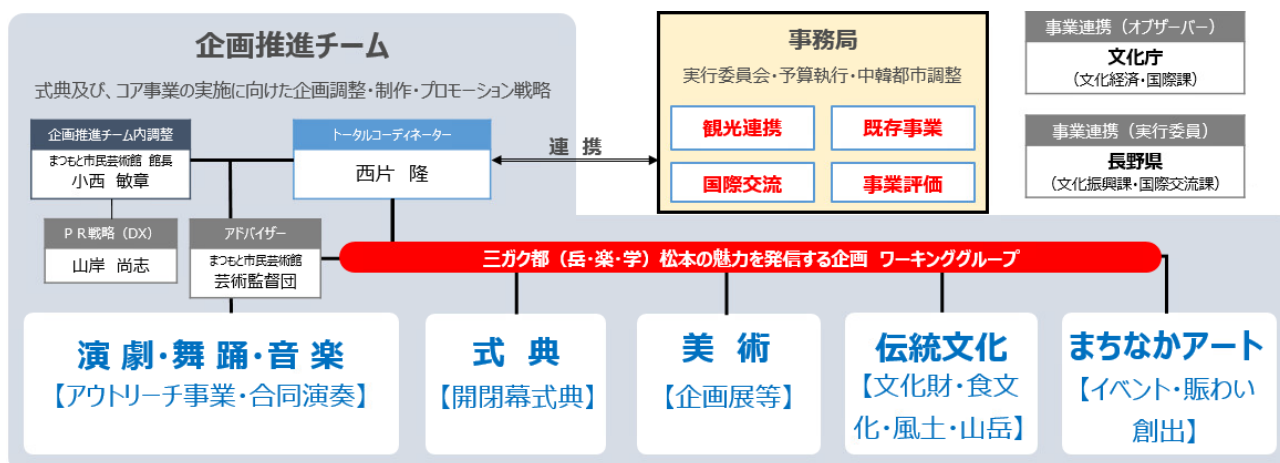
2億円程度

5 企画推進体制

(1) 企画推進チーム

5つの分野に分けて事業を企画するディレクター及びワーキンググループを置き、開閉幕式典を含めた全ての事業を統括するトータルコーディネーターを中心とする企画推進チームを配置

ディレクターによる企画は、東アジア文化都市2026松本市のコア事業として位置づけるもの



(2) ディレクターの役割と企画推進ワーキングについて

開閉幕式典部門、演劇・舞踊・音楽部門、美術部門、伝統文化部門、まちなかアート部門のディレクターが企画立案、演出、プロモーション等の監修を担い、各分野のワーキングにおいて、東アジア文化都市の趣旨に沿った事業として具体化作業を実施

グループの分野	ディレクター	ディレクターの役割
開閉幕式典	トータルコーディネーター 西方 隆	① ディレクター事業（コア事業）の企画立案 ② 企画推進のためのワーキンググループの立ち上げ協力 ③ 企画の監修
演劇・舞踊・音楽	渡辺 弘 まつもと市民芸術館 芸術監督団	<ul style="list-style-type: none"> 企画内容の検討に必要なメンバー構成を打合せ 企画の推進状況に応じて、提案、指示、助言
美術	小川 稔	
伝統文化	おおうち おさむ	
まちなかアート	野村 政之	<p>【ワーキンググループについて】 ワーキンググループ(WG)では、ディレクターの企画案を具体化するために、情報収集や視察等を行いながら内容を整理します。 ※WGは定期的開催する予定</p>

第2号議案

東アジア文化都市 2026 松本市実行委員会
令和7年度事業計画 (案)

	事業内容	
	全体	企画推進チーム
4月	<ul style="list-style-type: none"> 事務局稼働開始 公式SNSの稼働開始 ロゴマーク検討開始 	<ul style="list-style-type: none"> ディレクター企画案ヒアリング 中韓開催都市学習会
5月	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市開幕式典視察 (5/20) 	第1回WG (移行随時開催)
6月		
7月	<ul style="list-style-type: none"> 公式ウェブサイト稼働開始 	
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回実行委員会総会 日中韓文化大臣会合へ出席 (@中国) 【大臣会合後】 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会でコア企画を発表
10月	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動を本格的に開始 民間の取組みへの助成・認証事業の募集開始 	<ul style="list-style-type: none"> コア企画準備
11月		<ul style="list-style-type: none"> コア企画準備
12月	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市閉幕式典へ (役員出席予定) 	<ul style="list-style-type: none"> コア企画準備

プレイベント期間へ入ります



1月		
2月		
3月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回実行委員会総会 	

第3号議案

東アジア文化都市 2026 松本市実行委員会
令和7年度収支予算 (案)

【収入の部】 (単位：千円)

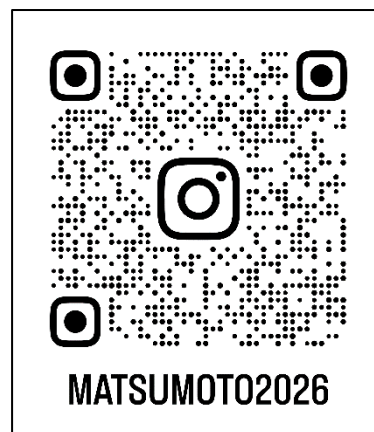
科目	金額	備考
負担金	10,000	松本市負担金
	20,000	(一財)松本市芸術文化振興財団負担金
委託料	30,000	文化庁から国際文化交流業務を受託
合計	60,000	

【支出の部】 (単位：千円)

科目	金額	備考
1 総務費	10,000	
事務局運営費	1,900	・事務費、消耗品費、費用弁償等
旅費	3,300	・先進地視察（鎌倉市開幕、閉幕式典） ・その他出張（文化庁、各国大使館） ・海外渡航関係費（文化大臣会合）
宿泊輸送費	4,800	・海外渡航時の機材、道具運搬費 ・中韓受入にかかる滞在費関係
2 事業開催準備費	40,000	
企画推進費	35,000	・プレイベント企画及び開幕式典準備費
広報報道費	5,000	・公式サイト構築 ・ポスター・チラシ・幟旗・ノベルティ、スタッフウェア製作費 ・PV、紙面等掲載料、懸垂幕・横断幕その他、普及促進に係る経費
3 予備費	10,000	
合計	60,000	

東アジア文化都市2026松本市
公式Instagramで情報発信しています。
フォローをお願いします！

- ①右の二次元コードをカメラで読み取る
- ②フォローをタップ



<連絡先>

東アジア文化都市2026松本市実行委員会事務局

〒390-0874 松本市大手 3-8-13 松本市役所大手事務所 5階
松本市文化観光部文化振興課
課長：清澤 明子 担当：傘木・小林
E-mail: bunkashinko@city.matsumoto.lg.jp
電話：0263-34-3293（直通） fax：0263-34-3018